

7 福薬業発第 1 3 5 号  
令和 7 年 7 月 1 5 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常務理事 濱 寛

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり文書が届きましたのでお知らせします。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障害がある方へのリーフレット及び職場におけるリーフレットを作成しています。下記ホームページに掲載されておりますので、薬局等における熱中症予防対策の啓発等にご活用いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

○「熱中症診療ガイドライン 2024」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph05](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05)

○職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

以 上

日 薬 業 発 第 119 号  
令 和 7 年 7 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 原 口 亨

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり厚生労働省医薬局総務課より薬局等における熱中症予防対策の啓発等について周知依頼がありました。厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけるために、多言語によるリーフレット、障害がある方へのリーフレット及び職場におけるリーフレットを作成しており、以下のとおりホームページに掲載されておりますので、ご活用につき、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「熱中症診療ガイドライン 2024」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph05](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05)

○職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

○環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 7 日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

標記について、別添のとおり各都道府県、市町村及び特別区衛生主管部（局）宛て事務連絡を送付しましたので、その内容について御了知の上、貴会傘下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同趣旨の事務連絡を本年 5 月に発出していたところ（「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」令和 7 年 5 月 23 日付け事務連絡。別添参照。）、その際に周知が漏れておりましたので、お詫び申し上げるとともに、本事務連絡に添付しておりますので申し添えます。

事務連絡  
令和7年5月23日

各	〔 都 道 府 県 市 町 村 特 別 区 〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
		労働基準部	御中
各	都道府県労働局	職業安定部	御中

厚生労働省	健康・生活衛生局	健康課
	医政局	総務課
	医薬局	総務課
	労働基準局	安全衛生部労働衛生課
	職業安定局	高齢者雇用対策課
	社会・援護局	総務課
	社会・援護局	障害保健福祉部企画課
	老健局	総務課
環境省	大臣官房	環境保健部企画課
		熱中症対策室
	地域環境局	総務課
		気候変動科学・適応室
こども家庭庁	成育局	総務課
	支援局	総務課

## 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

熱中症対策の推進については、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、様々な場面で活用できる各種のリーフレットを作成しています。本年度においても、貴自治体及び貴労働局においては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分の補給、エアコンの利用等の熱中症の予防法について、呼びかけていただくようお願いします。呼びかけは、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人ク

ラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、認定こども園、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、広く行っていただくようお願いします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児、乳幼児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る、車内に置き去りにしない等、重点的な呼びかけをお願いします。

- ▶ こども家庭庁ホームページ みんなで見守り「こどもの熱中症」を防ぎましょう！

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/cases/netchusho>

また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いします。厚生労働省ホームページに、日本救急医学会の「熱中症診療ガイドライン 2024」を掲載していますので、併せて御活用いただくようお願いします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いします。

- ▶ 厚生労働省ホームページ 熱中症関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/)

「熱中症診療ガイドライン 2024」

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph05](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph05)

職場での熱中症対策については、令和7年4月15日に、事業者に対し、

- ①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
- ②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
- ③これらの体制や手順の関係作業員への周知

を義務付ける労働安全衛生規則の改正を行い、6月1日に施行予定ですので御対応をお願いします。

また、令和7年も「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しております。

熱中症予防ポータルサイトでは、上記規則改正やキャンペーンの情報の他、熱中症予防のためのオンライン教育用ツールや「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」を掲載していますので、是非御覧ください。

- ▶ 職場における熱中症予防ポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

さらに、昨年度に引き続き、本年4月23日から「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用開始されました。

「熱中症警戒アラート」が発表された地域におかれては、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等の御協力をお願いします。

- 環境省「熱中症予防情報サイト」

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

- 「熱中症環境保健マニュアル2022」Ⅲ2.「高齢者と子供の注意事項」

※なお、「熱中症環境保健マニュアル2022」は、現在、改訂の議論を行っており、今後変更を予定

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness\\_manual\\_full.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/manual/heatillness_manual_full.pdf)

(参考1) リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

- 熱中症の症状、予防法、対処法等についてのリーフレット：

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph01](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph01)

(日本語、英語、中国語(繁体字)、中国語(簡体字)、韓国語、イタリア語、インドネシア語、スペイン語、タイ語、タガログ語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ポルトガル語)

- 障害がある方へ…熱中症対策リーフレット：

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/pamph.html#pamph02](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html#pamph02)

障害がある方、夏場の外出に慣れていない方、介助者や周囲の方、視覚障害がある方、手足・体幹の障害がある方、知的・発達障害がある方

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

- みんなで防ごう！熱中症：(職場における熱中症予防関係)

[https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN\\_JAPANESE\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/01DESIGN_JAPANESE_2.pdf)

(日本語)

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/link/>

(英語、インドネシア語、クメール語(カンボジア語)、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、中国語(簡体字))

- 「高齢者のための熱中症対策リーフレット」

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530\\_leaflet\\_for\\_elderly.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_for_elderly.pdf)

(参考2) 熱中症対策については、気候変動適応センター及び各自治体の地域気候変動適応センターにおいても情報発信等を行っています。

- 熱中症関連情報（気候変動適応情報プラットフォーム：A-PLAT）

[https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate\\_change\\_adapt/heatstroke/index.html](https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/heatstroke/index.html)

- 地域気候変動適応センター一覧（A-PLAT）

<https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>

（担当者）

厚生労働省

健康・生活衛生局健康課地域保健室

饒波、大野、林山、水谷、谷口

TEL : 03-5253-1111（内：8938）

e-mail : [communityhealth@mhlw.go.jp](mailto:communityhealth@mhlw.go.jp)

事務連絡  
令和7年7月7日

各 (都道府県  
市町村  
特別区)

衛生主管部局 御中  
民生主管部局 御中

各 都道府県労働局 労働基準部 御中  
職業安定部 御中

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課  
医政局総務課  
医薬局総務課  
労働基準局安全衛生部労働衛生課  
職業安定局高齢者雇用対策課  
社会・援護局総務課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

環境省 大臣官房環境保健部企画課  
熱中症対策室  
地球環境局総務課  
気候変動科学・適応室

こども家庭庁 成育局総務課  
支援局総務課

#### 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（再周知依頼）

熱中症対策の推進については、日頃より御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

気温の高い日が続く今夏において、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期することが重要です。

政府では、熱中症対策実行計画が取りまとめられ、効果的な普及啓発の実施として、関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施しているところです。

熱中症予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」（令和7年5月23日付け事務連絡。別添参照。）で周知したところですが、夏季の気温や湿度が高い日には、特に熱中症の危険性が高まることから、今般、その内容を改めて周知します。

また、近年、豪雨や地震等の災害が多発していることから、災害時の熱中症予防については、以下のリーフレット等を御活用いただき、防災担当部局とも連携の上、御対応いただきますようお願いいたします。

（参考）災害時の熱中症予防リーフレット

[https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530\\_leaflet\\_in\\_disasters.pdf](https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf)

（担当者）  
厚生労働省  
健康・生活衛生局健康課地域保健室  
饒波、大野、林山、水谷、谷口  
TEL : 03-5253-1111 (内 : 8938)  
e-mail : [communityhealth@mhlw.go.jp](mailto:communityhealth@mhlw.go.jp)